

## 厚生労働大臣が定める揭示事項

1. 当クリニックは、厚生労働大臣が定める基準による保険診療を行なっている保険医療機関です。

### 2. 届出に関する事項

当クリニックでは、九州厚生局長崎事務所に以下の届出を行なっております。

- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）

### 3. 医療情報取得加算

当クリニックでは、オンライン資格確認を導入し診療情報等を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用に、ご理解ご協力をお願いいたします。

### 4. 夜間・早朝等加算

平日 18：00 以降、土曜日 12：00 以降は夜間・早朝等加算が適用されます。

### 5. 一般名処方加算

当クリニックでは、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

### 6. 文書料

内容	金額（税込）／通
普通診断書	4,400 円
自立支援医療診断書（精神通院）	4,400 円
診断書（精神障害者保健福祉手帳用）	6,600 円
障害年金診断書	6,600 円
障害年金受診状況等証明書	3,300 円
主治医の意見書（ハローワーク書類）	1,100 円
公安委員会提出用診断書	4,400 円
保険会社用診断書	7,700 円

### 7. 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当クリニックでは、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨お申し出ください。